

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

下呂市の人口は減少傾向にあり、昭和45年からの50年間で13,826人減少し、令和2年で30,428人となっている。また、年齢3区分の割合では、年少人口（15歳未満）が10.7%、生産年齢人口（15歳から64歳）が48.2%と年々減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は40.4%と増加しており、少子高齢化が顕著になっている。

産業分類別の事業所数の割合では、卸売小売が22.4%と最も多くを占め、次いで宿泊飲食サービス業が16.0%、建設業が14.1%と多い。従業者数の割合は、製造業が20.1%と最も多くを占め、次いで宿泊飲食サービス業が18.6%、卸売小売業が17.5%と多い。

このように、当市の産業は多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えている。現在、当市の中小企業者は、生産年齢人口の減少や少子高齢化等により人手不足や後継者不足、設備の老朽化等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤の弱体化に繋がりがねない状況である。

このような中、中小企業者の積極的な設備投資を後押しして、生産性を抜本的に向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築し、産業競争力を維持及び強化することは、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、当市の経済を更に発展させる。そのために、先端設備等導入計画の目標認定件数を年3件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、下呂温泉街及びその周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。